

渡辺だいすけ 奔走記

第8号

2021年4月
— 発行者 —
福井県議会議員
渡辺大輔

福井市新田塚1-70-31
TEL.0776-50-2083

県政報告

議会答弁（一般質問 2月26日）

活動報告

① 学校における障がい児への合理的配慮について

平成28年に「障がい者差別解消法」が施行され、障がいを持つ子ども達が学校教育においても、その能力を十分に発揮できるような「合理的配慮」が義務付けられました。

例えば読み書きに困難のある子ども達は、学習に対する理解は全く問題なく、授業や試験でのタブレットや音声機器などのICT機器の使用を許可したり、筆記に代えて口頭試験を行ったりすることで、その子の能力が十分に発揮できるような配慮が義務となりました。

ただ、そうした配慮申請をどのように行えばよいのかなどのマニュアルが現在整えられていません。また、進級や進学、転校をするたびに、保護者が学校と一つ一つ協議をしなければならず、学校側の理解の違いで、配慮に格差が生じていることも事実です。

さらに、県立学校では義務とされている合理的配慮は、現在私立学校では「努力義務」となっており、環境が整わなければ配慮義務はありません。そうした課題の改善を求めました。



質問1

学校における障がい児に対する合理的配慮の提供に関し、統一した仕組みを構築しては？

A

【教育長】 今後は、合理的配慮の提供について各学校に周知徹底を図るとともに、保護者にもわかりやすいリーフレットを配付していく。合理的配慮の提供に当たっては、一人一人の障がいの状況等に応じて、検討や調整を行い、本人・保護者との合意形成を大切にしていく。

質問2

県立高校受験における読み書き障がいの生徒に対するPC端末や音声機器について、中学校の授業や試験時に使用が許可されていたものは、申請があれば一律に認めるべき！

A

【教育長】 PC端末など機器使用について、受験時に配慮申請があれば、障がいの程度に応じて個々の生徒の状態を表す診断書や検査結果等の客観的なデータに基づき、適切に対応していく。

2ページへ続く

1ページより続く

質問3

高校受験やその後の授業などにおいて、
県立と同様に**私立高校でも、障がいのある子ども達への合理的配慮の義務化を!**

A

【知事】 私立高校において県が無償化の範囲を拡げている。私立高校を選ぶ子ども、選びたいと思っている子どもがどんどん増えている。個々の生徒の障がいの状況に応じて適切な対応がされるように、県立高校と同様の対応について、**私立高校にも合理的配慮**を求めている。

読み障がいの子の見え方 1

ひるい
ちいさな
たのしみ
みんなど
かみん
からす
おまへ
なまへ

ひるい
ちいさな
たのしみ
みんなど
かみん
からす
おまへ
なまへ

ひるい
ちいさな
たのしみ
みんなど
かみん
からす
おまへ
なまへ

ギュッと真ん中を
ねじった感じの見え方。

読み障がいの子の見え方 2

ひるい
ちいさな
たのしみ
みんなど
かみん
からす
おまへ
なまへ

ひるい
ちいさな
たのしみ
みんなど
かみん
からす
おまへ
なまへ

ひるい
ちいさな
たのしみ
みんなど
かみん
からす
おまへ
なまへ

こんな感じに見える
読み障がいの人もいます。

② 新型コロナワクチン接種体制について

いよいよ福井県においても、新型コロナのワクチン接種が始まりました。4月12日からは、**高齢者施設を中心に、全市町において65歳以上の方への接種**が始まります。世界的なワクチン争奪戦が繰り広げられる中、国は6月末まで順次、65歳以上の高齢者約3,600万人の2回接種分を配布できる量を供給するとしていますが、全ての希望する国民への接種は、当初の予定より大きくずれ込むことがわかってきました。県内においても一般の方への接種の準備が進む中、**スムーズな接種のためのスタッフ確保**が課題となっています。



質問1

集団接種会場を設けるにあたり医療スタッフが不足する市町に対して、
県、都市医師会と連携し、近隣市町からの応援など
広域的な支援体制を県主導で構築すべき!

A

【知事】 4月19日までに約1万1千人の2回接種分が福井県に入り、高齢者の約5%分という状況。接種体制については、現在医師や看護師など300名を超える方に参加いただける状況。急にたくさんの数をこなさなければいけない事態になれば、県も広域的な接種体制を調整していく。



③ 除雪体制強化策について

今年1月上旬に嶺北地方は、またしても大雪に見舞われました。ある農業従事者からのお話。

「私たちは、ショベルカーの扱いに慣れており、除雪用アタッチメント(ショベルなどトラクターの前につける機具)さえあれば生活道路も除雪できます。」

除雪の課題の一つに、除雪機械を操作する**オペレーター不足**があります。農業従事者は、冬は農閑期になるので、除雪オペレーターの担い手として期待できません。ただ「建設機械の作業資格」を持っていない方は、作業に慣れていても公道での除雪はできません。

農業従事者への建設機械運転講習の受講を促進し、オペレーター担い手を確保する。大雪時などには農業従事者にも除雪をお願いすることで、生活道路の除雪を迅速に行う。雪害に強い福井県にするために制度化が求められます。



質問 1

市町の道路管理者と連携し、生活道路などの除雪オペレーターとして農業従事者の活用策を講じてみては？

A

【土木部長】 農業従事者が、ふくい農林水産支援センターの養成講座を通じて建設機械の作業資格を得ておくことで、集落内の生活道路の除雪作業が一部可能となり、その活用が期待される。今後は、市町に対して取り組み事例など情報提供を行いながら、**農業従事者の活用**について県としても働きかけていきたい。



農業従事者によるトラクターでの除雪 (R3.1月)

厚生常任委員会

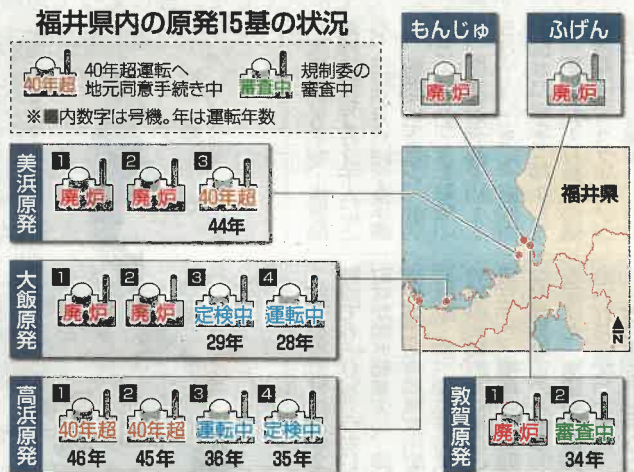
(3月2日)

40年超原発再稼働問題

福井県は全国でも屈指の原発立地県。嶺南地域で15基の原発が稼働していました。しかし、福島第一原発事故を受け、新たに設けられたハードルの高い原発の新規制基準をクリアできず、**7基が廃炉**になりました。

(右図の通り)

今議会の焦点は、全国で初めて**40年超の高浜1・2号機と美浜3号機を再稼働**させるかどうかです。



福井新聞 (R3.3月11日付)

3ページより続く

知事は再稼働議論の条件として、再利用できる使用済み核燃料の置き場「**中間貯蔵**」の立地地点を提示することが「前提である」と明言してきました。

しかし、2月に関西電力が知事に提示した青森県むつ市にある中間貯蔵について、むつ市からは猛反発。「**利用の計画を聞いてもいないし、関電の利用はあり得ない**」としています。この提示を「**一定の回答があった**」とし、議会での議論を求める知事の発言には、どうしても納得ができませんでした。私も委員会では「知事の『一定の回答があった』という認識は県民が納得しない」と質しました。



他の多くの県議も知事の発言に疑問を呈し、その結果3月19日の最終委員会の席上、知事より、計画地点の「**提示**」と「**確定**」の意味を明確にしなかったことで、県民に誤解を生じさせたことについての謝罪がありました。

今後は、40年超原発の安全性、県民への理解、地域振興策などを議論したうえで、県議会として再稼働の是非を判断することになります。福島の教訓をしっかりと胸に刻み、再稼働の議論に臨みます！

フリー・トーク

朝、地元の小学校の集団登校の見守りに参加させていただいています。(結構地域の課題も見えてきます。) その集団登校のある班で、いつも遅れるA君がいます。出発の時には一緒にスタートするのですが、学校に着く頃には300mくらい集団から遅れてしまいます。いかにも歩くことや走ることが苦手!といった様子で、遅れを取り戻そうと頑張って歩く時もあるのですが、やっぱり遅れてしまいます。

3月15日にそれまで班長だった6年生が卒業し、何とA君が集団登校の班長に! 班長になるということは、その班の先頭に立って、下学年の子ども達の安全を確認しながら学校まで登校させる責任があるのです。一体どうなることやら、祈るような思いで見っていました。

その日の朝、先頭をさっそうと歩くA君の姿がありました。チラッ、チラッと後ろを振り返りながら。今までのA君とはまるで別人でした。彼にとって班長の任は、彼を成長させることになりました。集団登校の意味、任されることの意味、下学年を思いやる心を彼は学んだと思います。

そして私もまた、与えられた職責がその人を向上させるということを通して改めて学びました。



※イラスト自作(へたくそっ!)

お困り、お悩みなど
ありましたら
是非ご相談を!

渡辺大輔事務所

〒910-0067 福井市新田塚1-70-31

TEL.0776-50-2083 FAX.0776-50-2086

E-mail d-wat571@outlook.jp

<http://watanabe-daisuke.info/>



Facebook用



オフィシャルサイト